

平成 29 年度(平成 28 年分)から実施される主な税制改正

給与所得控除の見直しについて

給与所得控除の上限額が、下記のとおり引き下げられます

給与収入金額から給与所得金額を求める算出表(平成 28 年度まで)(抜粋)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000 万円～1,500 万円未満	$A \times 0.95 - 170$ 万円
1,500 万円～	$A - 245$ 万円

給与収入金額から給与所得金額を求める算出表(平成 29 年度)(抜粋)

給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000 万円～1,200 万円未満	$A \times 0.95 - 170$ 万円
1,200 万円～	$A - 230$ 万円